

東村山市寄附金基金条例（案）の基本的な考え方

- がんばれ東村山（ふるさと納税）寄附制度の拡充に伴い、一般寄附とふるさと納税寄附を通じて当市に寄付された寄附金を基金として処理するため、条例でその運用に関する事項等を定めるものです。
 - 条例では、主に以下の内容を規定する予定です。
-

1 設置

- ・東村山市に対する寄附金を管理し、市政伸展に必要な資金に充てるため、東村山市寄附金基金（以下「基金」という。）を置くこととします。

2 積立て

- ・基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めることとします。

3 管理

- ・基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとします。
- ・基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるものとします。

4 運用益金の処理

- ・基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとします。

5 繰替運用

- ・市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとします。

6 処分

- ・基金は、寄附の目的に資する事業の資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるものとします。

7 委任

- ・この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

8 その他

- ・この条例は、公布の日から施行することとします。